

# 市政運営を目指して

情報公開制度は、市が保有する市政情報について、その内容を具体的に明らかにすることで、市民の皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた市政運営を保障していくための制度です。

対象となる市政情報は、市の職員が職務上作成、取得した情報で、市が管理しているものです。情報公開を請求する場合は、所定の手続きが必要となります。

問合せ 庶務課法制係

## 情報公開

- 市政情報は開示することが原則ですが、次のような情報は開示できません。
- 法令などで開示することができないと規定されている情報
  - 個人のプライバシーに関する情報
  - 法人の利害に関する情報、開示すると人の生命・財産・公共の安全などに支障をきたす情報
  - 開示すると公正または適正な市政運営に支障をきたす情報など

## 情報公開の

## 請求と処理の状況

平成19年度は、羽村駅西口土地区画整理事業に関する情報、住居表示台帳に関する情報など55件の開示請求があり、これに対する対象文書として143件の市政情報を開示しました。

請求内容に個人情報を含み、開示することでプライバシーが侵害される恐れのある場合や、法人の事業活動上の利益を害する恐れのある場合などは、不開示または一部開示の決定をしました。

### ■ □ ■ 実施機関別情報公開請求件数と処理状況 ■ □ ■

(単位：件)

実施機関	請求	開示		一部開示		不開示	不存在	取下げ	却下	不服申立て
		決定通知	対象文書	決定通知	対象文書	決定通知	決定通知			
市長	41	22	76	17	46	1	3	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	2	0	0	2	5	0	0	0	0	0
農業委員会	6	0	0	6	10	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	4	3	4	0	0	0	1	0	0	0
合計	55	27	82	25	61	1	4	0	0	0

- 1件の請求に対し、対象となる市政情報が複数となる場合があるため、請求件数と処理状況の合計は異なります。
- 決定通知と対象文書
  - 決定通知の件数は、開示、一部開示などの処理が決定した請求の数です。
  - 対象文書の件数は、決定通知に対する市政情報の数です。
  - 1件の請求に対し、対象となる市政情報が複数となる場合があるため、決定通知と対象文書の件数は異なります。

# 公正で開かれた

## 不服申立て

請求した情報が公開できないと決定された場合、その決定に不服がある方は、不服申立てができます。

### ◆羽村市情報公開・個人情報保護審査会

市では、不服申立てを審査する機関として、学識経験者5人で構成する「羽村市情報公開・個人情報保護審査会」を設置しています。

開示請求された実施機関が審査会に対して諮問を行い、審査会がその決定が適当かどうかを審査します。その審査結果（答申）を踏まえ、実施機関が、再度、不服申立てされた事項に関して、開示・不開示の決定を行います。

### ◆不服申立ての件数と処理の状況

平成19年度は、不服申立てはありませんでした。

## ■ □ ■ 一部開示、不開示理由の内訳 ■ □ ■

(単位：件)

法令などに開示できないと規定されているため	0
個人に関する情報が含まれているため	23
法人の事業活動上の利益を害するため	5
犯罪の予防などに支障が生ずるため	1
審議・検討中の事項であって、公にすると、決定の中立性や特定のものに利益や不利益を及ぼすため	0
市の検査・契約・争訟・人事管理などの事務であって、公にすると適正な遂行に支障が生ずるため	1
公にしないとの条件で提供されたため	0

■ 1件の請求に対し、一部開示の理由が複数となる場合があるため、一部開示の決定件数と理由の件数は異なります。

## 市からの情報発信

市では、情報公開の請求手続を経なくても、提供できる市政情報は積極的に広報はむらや市ホームページなどを通じて公表していく方針です。

### ◆公開した情報

平成19年度は、財政状況の公表以外にも、審議会などの会議録や人事行政の運営状況などについてお知らせしてきました。紙面などの関係で、全てを掲載することはできませんが、市役所などで閲覧できます。希望する方は、利用してください。



### 情報公開・個人情報保護コーナー

市役所3階にあります。  
利用を希望する場合は、庶務課へお越しください。

## 守るために

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めるとともに、市が保有する個人情報に対する本人の開示などを請求する権利を明らかにし、個人の権利利益などの保護を図り、市政の適正な運営を保障していくための制度です。

問合せ 庶務課法制係

### 個人情報取扱事務の状況

市が申請書や届出書などで個人情報を取り扱う場合、その目的や内容について市長に届け出を行い、市長はその個人情報を「羽村市個人情報保護審議会」に報告することが義務付けられています。

### 開示請求・訂正請求・利用の中止請求と処理の状況

平成19年度は、個人情報の訂正請求と利用の中止請求はありませんでした。

■個人情報取扱事務届出件数内訳■ (単位：件)

実施機関	届出件数	項目別件数	
		新規	廃止
市長	15	新規	12
		変更	1
		廃止	2
水道事業管理者	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
教育委員会	5	新規	3
		変更	1
		廃止	1
選挙管理委員会	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
農業委員会	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
監査委員	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
固定資産評価審査委員会	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
議会	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0

■個人情報の請求件数と処理状況■ (単位：件)

実施機関	請求	開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ
市長	10	7	0	1	2	0